



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 24 日（木曜日） 第 631 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 1	
○救急病院の辞退……………（医療政策課） 1	
○救急診療所の辞退……………（ “ ” ） 1	
○指定居宅サービス事業の廃止……………（長寿介護課） 2	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ “ ” ） 2	
○土砂災害警戒区域の指定……………（ “ ” ） 3	

○土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防課） 3	
病院局公告	
○入札公告…………… 3	
公安委員会告示	
○特別遊泳場の指定…………… 4	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5	
県議会公告	
○保有個人情報の開示請求等の状況…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 469号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
もりやま脳神経外科	都城市久保原町9街区3の1号	令和7年6月2日
医療法人 はた歯科医院	都城市南横市町3787番地8	令和7年6月1日
医療法人暁星会三財診療所	西都市大字下三財3378番地	令和7年7月1日
こころ歯科クリニック	児湯郡新富町富田3-19-2	令和7年6月1日

宮崎県告示第 470号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
こころ歯科クリニック	児湯郡新富町富田3丁目19-2	令和7年5月31日
ゆうゆうの森クリニック	串間市大字串間 951	令和7年5月8日
ハラダ調剤薬局柳沢店	延岡市柳沢町2丁目3番地2	令和7年5月31日
いこい薬局	延岡市平原町4丁目1498番地16	令和7年5月21日
はた歯科医院	都城市南横市町3787番地8	令和7年5月31日
もちおさくら薬局	都城市南横市町8274番地3	令和7年5月31日

宮崎県告示第 471号

次の医療機関は、令和7年6月30日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
三財病院	西都市大字下三財3378番地

宮崎県告示第 472号

次の医療機関は、令和7年7月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所を辞退した。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
駒柵脳神経外科	宮崎市恒久 5 丁目11番地 1

宮崎県告示第 473号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4571901083	デイサービスひなた	宮崎県東諸県郡綾町南保 622番地 3	医療法人綾風会	宮崎県東諸県郡綾町南保 622番地 3	令和 7 年 6 月 30 日	通所介護
4572001677	通所介護事業所めいりん	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	令和 7 年 6 月 30 日	通所介護
4572001685	訪問介護事業所めいりん	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	株式会社九州ケアライン高鍋	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 1 23	令和 7 年 6 月 30 日	訪問介護
4572001917	しんとみデイサービスセンター	宮崎県児湯郡新富町新田1928番地 1	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市塩路字江良ノ上2782番地74	令和 7 年 6 月 30 日	通所介護

宮崎県告示第 474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成28年宮崎県告示第 280号、平成28年宮崎県告示第 563号、平成29年宮崎県告示第 186号、平成29年宮崎県告示第 604号、平成30年宮崎県告示第 977号、令和 3 年宮崎県告示第 229号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	三 足	I－1－1727	急傾斜地の崩壊
	野 地 第 8	I－1－3599新③	急傾斜地の崩壊
	上三輪第 3	I－1－3601	急傾斜地の崩壊
	上伊形第 3	I－1－3616	急傾斜地の崩壊
	上伊形第 3 －新①	I－1－3616－新①	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 7	II－1－7504	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 8	II－1－7505	急傾斜地の崩壊
	奥 の 谷 川	10－ 203－ 1－ 030	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 475号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、平成28年宮崎県告示第 281号、平成28年宮崎県告示第 565号、平成29年宮崎県告示第 189号、平成29年宮崎県告示第 605号、平成30年宮崎県告示第 979号、令和 3 年宮崎県告示第 234号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区 域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	三 足	I－1－1727	急傾斜地の崩壊
	野 地 第 8	I－1－3599新③	急傾斜地の崩壊
	上三輪第 3	I－1－3601	急傾斜地の崩壊
	上伊形第 3	I－1－3616	急傾斜地の崩壊
	上伊形第 3 －新①	I－1－3616－新①	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 7	II－1－7504	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 8	II－1－7505	急傾斜地の崩壊

	奥 の 谷 川	10- 203- 1 - 030	土 石 流
--	---------	------------------	-------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 476号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	三 足	I - 1 - 1727	急傾斜地の崩壊
	野 地 第 8	I - 1 - 3599-新③	急傾斜地の崩壊
	上三輪第3	I - 1 - 3601	急傾斜地の崩壊
	上伊形第3	I - 1 - 3616	急傾斜地の崩壊
	上伊形第3 -新①	I - 1 - 3616-新①	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 7	II - 1 - 7504	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 8	II - 1 - 7505	急傾斜地の崩壊
	奥 の 谷 川	10- 203- 1 - 030	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 477号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年7月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
	三 足	I - 1 - 1727	急傾斜地の崩壊
	野 地 第 8	I - 1 - 3599-新③	急傾斜地の崩壊

延 岡 市	上三輪第3	I - 1 - 3601	急傾斜地の崩壊
	上伊形第3	I - 1 - 3616	急傾斜地の崩壊
	上伊形第3 -新①	I - 1 - 3616-新①	急傾斜地の崩壊
	片 田 第 7	II - 1 - 7504	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

病院局公告**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年7月24日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 競争入札に付する事項

- 購入物品及び数量 医療機器等一式（県立3病院共同調達）
- 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 令和8年3月31日
- 納入場所 県立宮崎病院、県立日南病院、県立延岡病院
- 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみに100分の10を加算した金額を落札価格とするので、見積もった金額の課税金額のみに110分の100に相当する金額と非課税金額を合算した金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開

始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエに掲げる資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年8月25日までに4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、入札参加資格審査の結果は、令和7年8月29日までに書面により通知する。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和7年7月24日から令和7年8月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橘通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- (2) 期間 令和7年7月24日から令和7年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
- (2) 交付期間 令和7年7月24日から令和7年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
- (2) 提出期限 令和7年9月4日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎5階 防58号室
- (2) 日時 令和7年9月5日 午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当

12 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of medical equipment at three prefectural hospitals
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 4 September, 2025
- (3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-18 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan. TEL: 0985 (26) 7629

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第71号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和7年7月24日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和7年8月1日から 同年8月24日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年7月12

日現在次のとおりである。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,554人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 209,713人

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和 7 年 7 月 12 日現在次のとおりである。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

延岡市選挙区 32,173人

県議会公告

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年宮崎県条例第48号）第51条の規定により、令和 6 年度における保有個人情報の開示請求等の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 24 日

宮崎県議会議長 外 山 衛

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求の状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
0	0	0	0	0	0	0	0

（注） 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

0 件（該当試験数：1 件）

（注） 簡易開示の対象となる保有個人情報は、県議会事務局が実施する会計年度任用職員選考採用試験の結果のみ。

2 保有個人情報の訂正請求の状況

0 件

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

0 件

4 審査請求の件数

0 件

--	--